

1. 埋立終了後の維持管理計画

(1) 環境モニタリング調査

埋立処分地廃止前に1回、各地区ごとの中央部において埋立廃棄物の資料を採取し、埋立廃棄物の安定化の状況を調査する。

ア 資料の採取方法

資料の採取は、資料をできるだけ攪乱しないようにバックホウを用いて分析等に必要な量を採取する。

埋立物の採取深度は5 m程度とし、採取した資料は、空気になるべく触れないように保存・運搬し早急に分析を行う。

イ 埋立廃棄物の分析項目

a. 組成 b. 有機物含有量 c. 水分 d. 色 e. 臭気 f. 雑物の元素分析 (C/N) g. 細菌類 h. 侵食性成分

ウ 分析頻度

埋立処分地廃止前に1回行う。

(2) 浸出水の分析調査

ア 浸出水の採水地点 (別図5)

浸出水の採取は、跡地内部の状況を反映した状態で採取できる地点として排水処理施設の原水受入口 (A-1 地区・A-2 地区・B 地区) とC地区下流マンホールで採取を行う。

イ 浸出水の分析項目及び分析頻度

(a) 分析項目 (別紙2)

浸出水の分析項目は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 (基準省令) に基づく項目及び「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める命令」に定める項目の分析を行う。

(b) 分析頻度 (別紙2)

分析頻度は、1回/年・2回/年・4回/年行う。

(3) 地下水の分析調査

ア 地下水の採水地点 (別図5)

地下水の採取は、下流の2ヶ所の井戸 (A-1 地区・A-2 地区・B 地区) とC地区下流の採水樹 (新設) で採取を行う。

イ 地下水の分析項目及び分析頻度

(a) 分析項目 (別紙 2)

地下水の分析項目は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 (基準省令) に基づく項目及び「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める命令」に定める項目の分析を行う

(b) 分析頻度 (別紙 2)

分析頻度は、1 回/月・1 回/年行う。

(4) 放流水の分析調査

ア 放流水の採水地点 (別図 5)

放流水の採取は、排水処理施設の処理水放流部分で行う。

イ 放流水の分析項目及び分析頻度

(a) 分析項目 (別紙 2)

放流水の分析項目は、「水質汚濁防止法」(特定施設)・共同命令 (一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令)・「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める命令」に定める項目の分析を行う。

(b) 分析頻度 (別紙 2 分析一覧添付)

分析頻度は、1 回/月・1 回/年行う。

(5) 湧出ガスの調査

ア 湧出ガスの調査位置 (別図 6)

湧出ガスの調査は、A-1 地区・A-2 地区・B 地区 5 ケ所と C 地区 3 ケ所で行う。

(a) 湧出ガスの調査及び頻度 (別紙 2)

湧出ガスの調査は、一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認申請の規則 5 条の 5 の 2 第 14 項及び、一般廃棄物最終処分場廃止基準に基づき湧出ガスの調査を行う。

(b) 湧出ガスの調査頻度

湧出ガスの調査頻度は、4 回/年行う。

(6) 埋立地内部温度測定調査

ア 埋立地内部温度調査位置 (別図 7)

埋立地内部温度調査は、A-1 地区・A-2 地区・B 地区 3 ケ所と C 地区 1 ケ所の 1 m 毎の測定調査を行う。

(a) 埋立地内部温度測定調査

埋立地内部温度調査は、一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認申請の規則 5 条の 5 の 2 第 15 項及び、一般廃棄物最終処分場廃止基準に基づき埋立地内部の温度測定調査を行う。

(b) 埋立地内部温度測定調査頻度 (別紙2)

埋立地内部温度測定調査頻度は、4回／年行う。

(7) 埋立処分地地表層の調査

(ア) 沈下量の測定地点 (別図8)

沈下量の測定は、原則として廃棄物の安定化による沈下の様子を適正に把握できる法肩部分や天端の中心地点とし、A-1地区・A-2地区・B地区は7ヶ所C地区は4ヶ所計11ヶ所の測定を行う。

(イ) 測定方法及び頻度

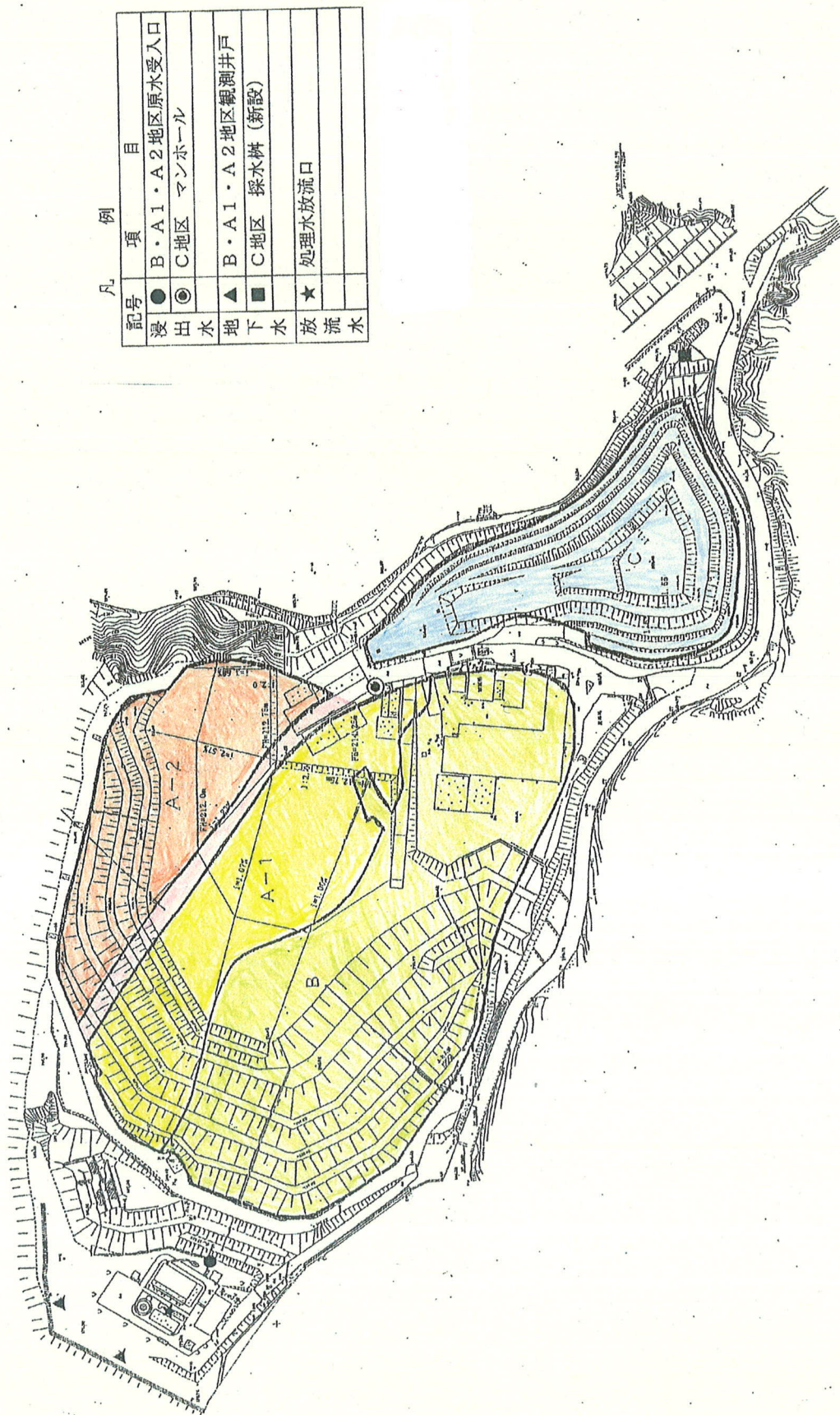
沈下量は、沈下杭を設置して測定をし、測定頻度は1回／年を標準とし、処地の終了直後は2回／年以上行う。

(8) 植生の調査

地表面には、生育地点の環境を強く反映する「指標植物」が生育することから、地表面の植生を観察することにより、処分地の状況の把握を行い、覆土表面にクラックが入っていないか調査を行う。

維持管理計画

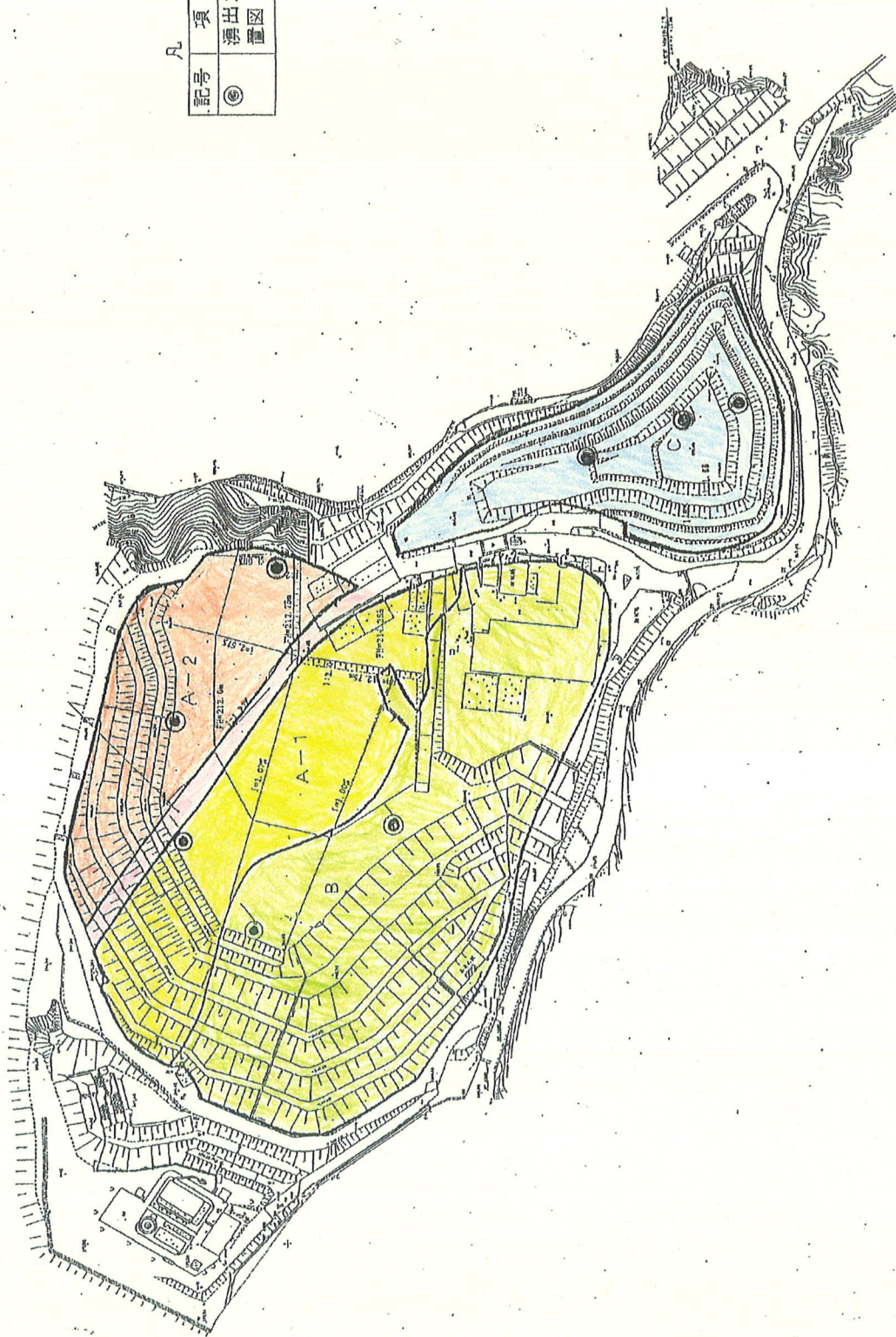
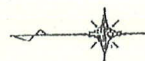
(1) 水質分析等採水位置図



維持管理計画

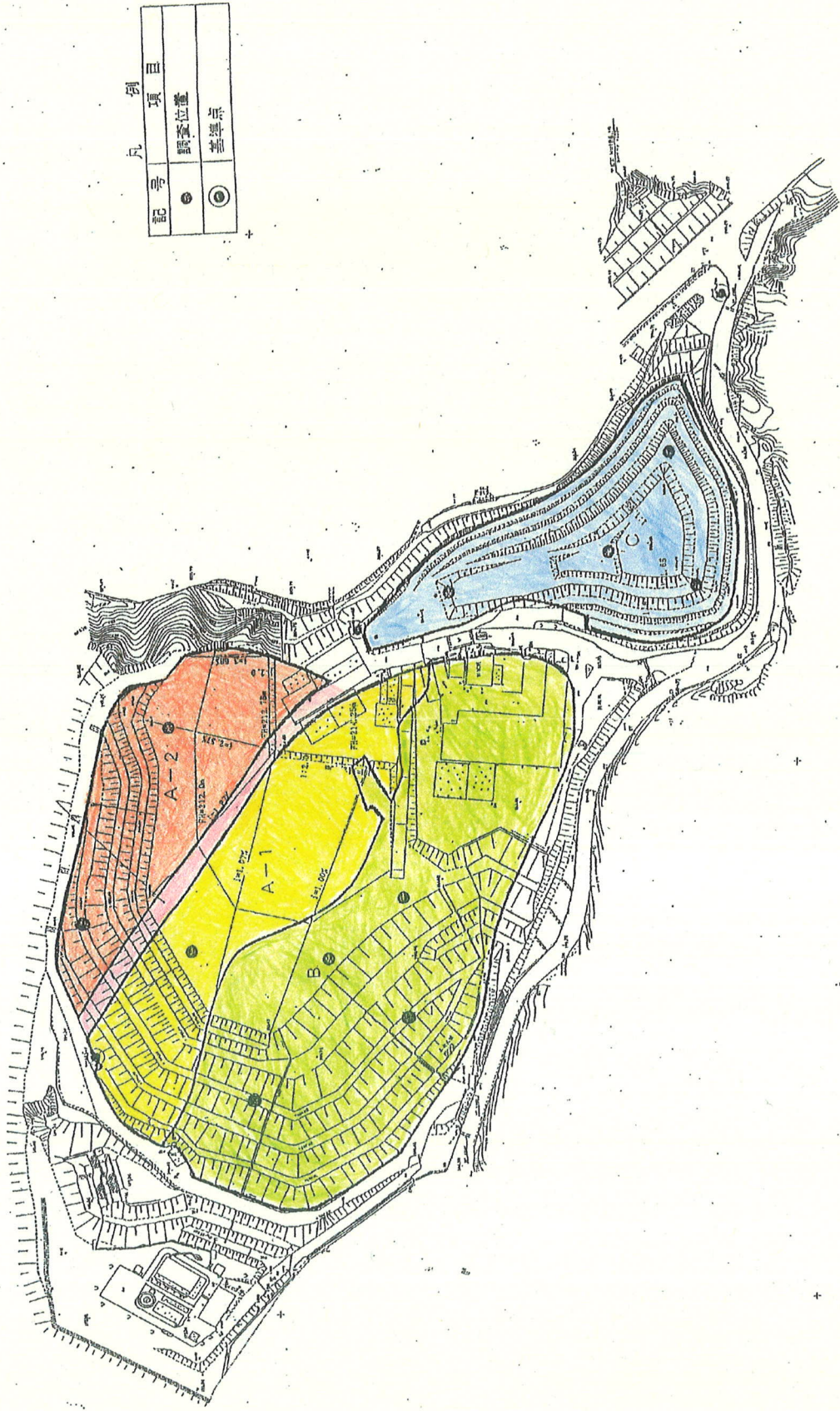
(2) 埋立地湧出ガス調査位置図

別図 6



維持管理計画

(4) 埋立地表面層の調査位置図



4 埋立処分地水質（浸出水・地下水・放流水）・湧出ガス及び埋立地内部温度の
測定項目及び測定頻度一覧表

分析項目			測定項目			浸出水			放流水		地下水		湧出ガス	跡地内温度
						1回／年	2回／年	4回／年	1回／月	1回／年	1回／月	1回／年	4回／年	4回／年
有害物質以外に係る水質基準と測定値	1	水素イオン濃度 PH						○	○					
	2	生物化学的酸素要求量 BOD						○	○			○		
	3	化学的酸素要求量 COD						○	○					
	4	浮遊物質 SS						○	○					
	5	ノルマルヘキサン 鉱物油					○		○					
		抽出物質含有量 植物油					○		○					
	6	フェノール類含有量					○		○					
	7	銅含有量					○		○					
	8	亜鉛含有量					○		○					
	9	溶解性鉄含有量					○		○					
	10	溶解性マンガン含有量					○		○					
	11	クロム含有量					○		○					
	12	大腸菌群数量					○		○					
	13	窒素含有量						○	○					
	14	リン含有量						○	○					
	15	ニッケル含有量					○		○					
	16	塩化物イオン									○			
有害物質に係る水質基準と測定値	1	カドミウム及びその化合物				○				○		○		
	2	シアン化合物				○				○		○		
	3	有機リン化合物				○				○		○		
	4	鉛及びその化合物				○				○		○		
	5	六価クロム化合物				○				○		○		
	6	砒素及びその化合物				○				○		○		
	7	水銀及びその化合物				○				○		○		
	8	アルキル水銀化合物				○				○		○		
	9	PCB				○				○		○		
	10	トリクロロエチレン				○				○		○		
	11	テトラクロロエチレン				○				○		○		
	12	ジクロロメタン				○				○		○		
	13	四塩化炭素				○				○		○		
	14	1・2-ジクロロエタン				○				○		○		
	15	1・1ジクロロエチレン				○				○		○		
	16	シス-1・2-ジクロロエチレン				○				○		○		
	17	1・1・1-トリクロロエタン				○				○		○		
	18	1・1・2-トリクロロエタン				○				○		○		
	19	1・3-ジクロロプロペン				○				○		○		
	20	チウラム				○				○		○		
	21	シマジン				○				○		○		
	22	チオベンカルブ				○				○		○		
	23	ベンゼン				○				○		○		
	24	セレン及びその化合物				○				○		○		
	25	硼素及びその化合物				○				○		○		
	26	フッ素及びその化合物				○				○		○		
	27	アンモニア・アンモニウム化合物				○				○		○		
		亜硝酸化合物及び硝酸化合物				○				○		○		
キダシイオン	1	Total PCDDs				○				○		○		
	2	Total PCDFs				○				○		○		
	3	Total coplanar PCBs				○				○		○		
湧出ガス	1	メタン											○	
	2	二酸化炭素											○	
	3	硫化水素											○	
	4	アンモニア											○	
	5	酸素・窒素												
温度		4ヶ所1m毎測定												○